遺族共済年金	既裁定	公務等																								
		公務外																								
		小計																								
	職域	公務等																								
		公務外																								
		小計																								
	追加費用																									
遺族年金	公務上																									
	（通勤途上）公務外		（　）	（　）					（　）	（　）	（　）	（　）					（　）	（　）	（　）	（　）					（　）	（　）
	小計																									
通算遺族年金																										
特例死亡一時金																										
死亡一時金																										
短期在留脱退一時金																										
合計																										

1 「退職共済年金　既裁定」、「障害共済年金　既裁定」及び「遺族共済年金　既裁定」欄には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行前に給付事由が生じた者について、件数及び金額を記載すること。

2 「退職共済年金　職域」、「障害共済年金　職域」及び「遺族共済年金　職域」欄には、平成二十四年一元化法の施行後に給付事由が生じた者のうち、同法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額について、件数及び金額を記載すること。

3 「退職共済年金　追加費用」、「障害共済年金　追加費用」及び「遺族共済年金　追加費用」欄には、平成二十四年一元化法の施行後に給付事由が生じた者のうち、追加費用対象期間をもつ者について、件数及び金額を記載すること。

4 「（通勤途上）」の欄の件数及び金額は、「公務外」欄の件数及び金額の内書きとすること。

5 恩給組合条例による公務傷病年金については、「障害年金の公務上」欄に計上すること。

6 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、この表については記載しないこと。